

基準1 神戸高専の目的に関すること

細目	自己点検・評価項目	自己評価	自己評価		自己評価
			2018	2017	
1-1 準学士課程の卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)を定めているか。	5	5.0	—	本校の3つのポリシー(アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー)は、準学士課程及び専攻科課程それぞれに対して明確に定められており、本校Webページで公表されている。本校の使命、教育方針、養成すべき人材像は以下の通りに定められており、本校Webページや学生便覧に明記している。 【準学士課程】 ディプロマ・ポリシーには、「何ができるようになるか」、「学力・資質・能力等の内容」が明記しており、各学科の基本方針(養成すべき人材像)と整合性がとれている。 カリキュラム・ポリシーでは編成方針を明記しており、一般科目及び専門科目それぞれについてその基本方針を明確に定めている。また、カリキュラム・ポリシーは、各学科の基本方針(養成すべき人材像)をもとに策定したディプロマ・ポリシーを達成できるように編成されていることから、ディプロマ・ポリシーとの整合性がとれていると判断する。 アドミッション・ポリシーは、「求める学生像」と「入学者選抜の基本方針」から構成されており、学力の3要素に係る内容も含まれている。その内容はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて定められており、3つのポリシーの整合性はとれていると判断する。
	(2) ディプロマ・ポリシーに「何ができるようになるか」が明記されており、準学士課程全体、各学科の目的と整合性を有しているか。	5		—	
	(3) ディプロマ・ポリシーの中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力等の内容を明確に示しているか。	5		—	
1-2 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)が、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)と整合性をもち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)を定めているか。	5	5.0	—	ディプロマ・ポリシーには、「何ができるようになるか」、「学力・資質・能力等の内容」が明記しており、各学科の基本方針(養成すべき人材像)と整合性がとれている。 カリキュラム・ポリシーでは編成方針を明記しており、一般科目及び専門科目それぞれについてその基本方針を明確に定めている。また、カリキュラム・ポリシーは、各学科の基本方針(養成すべき人材像)をもとに策定したディプロマ・ポリシーを達成できるように編成されていることから、ディプロマ・ポリシーとの整合性がとれていると判断する。 アドミッション・ポリシーは、「求める学生像」と「入学者選抜の基本方針」から構成されており、学力の3要素に係る内容も含まれている。その内容はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて定められており、3つのポリシーの整合性はとれていると判断する。
	(2) カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの整合性を有しているか。	5		—	
	(3) カリキュラム・ポリシーの中で、どのような目的でカリキュラムを編成しているかという内容が明記されているか。	5		—	
1-3 準学士課程の入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を定めているか。	5	5.0	—	【専攻科課程】 ディプロマ・ポリシーには、「何ができるようになるか」、「学力・資質・能力等の内容」が明記しており、各専攻の基本方針(養成すべき人材像)と整合性がとれている。 カリキュラム・ポリシーでは、編成方針を明記しており、これをもとに専攻毎の基本方針を明確に定めている。また、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを達成できるように編成されていることから、ディプロマ・ポリシーとの整合性がとれていると判断する。 アドミッション・ポリシーは、「求める学生像」と「入学者選抜の基本方針」から構成されており、学力の3要素に係る内容も含まれている。その内容はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて定められており、3つのポリシーの整合性はとれていると判断する。
	(2) アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて策定しているか。	5		—	
	(3) アドミッション・ポリシーには、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。	5		—	
	(4) アドミッション・ポリシーには、「求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)」を明示しているか。	5		—	
	(5) 受入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。	5		—	
1-4 専攻科課程の卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)を定めているか。	5	5.0	—	本校の目的及び3つポリシー(準学士課程、専攻科課程)について、社会の状況を把握し、適宜点検する仕組みとして、「自己評価委員会」が設置されており、外部アンケート等の実施を定期的に行うようにしている。得られた結果は、「自己評価委員会」及び「運営改善会議」で検討される仕組みとなっていることから、適宜点検する体制が整備されていると判断する。2019年度は卒業生・修了生アンケート、2022年度は企業・進学先アンケートを実施する計画である。
	(2) ディプロマ・ポリシーに「何ができるようになるか」が明記されており、専攻科課程全体、各専攻の目的と整合性を有しているか。	5		—	
	(3) ディプロマ・ポリシーの中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力等の内容を明確に示しているか。	5		—	
1-5 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)が、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)と整合性をもち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)を定めているか。	5	5.0	—	以上のことから、本校の学校、学科及び専攻の目的等が明確に定められており、それを適宜点検する体制が整っていることから、基準1に関する各細目は全て満たされているが、企業へのアンケートについて、即応性を高めるための新たな工夫を検討する余地もあると思われることから、基準1に関する自己評価を「4」と判断する。
	(2) カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの整合性を有しているか。	5		—	
	(3) カリキュラム・ポリシーの中で、どのような目的でカリキュラムを編成しているかという内容が明記されているか。	5		—	
1-6 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を定めているか。	5	5.0	—	
	(2) アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて策定しているか。	5		—	
	(3) アドミッション・ポリシーには、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。	5		—	
	(4) アドミッション・ポリシーには、「求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)」を明示しているか。	5		—	
	(5) 受入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。	5		—	
1-7 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。	(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。	4	4.0	—	
	(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。	4		—	

基準2 神戸高専の教育組織に関すること

細目	自己点検・評価項目	自己評価	自己評価		自己評価
			2018	2017	
2-1 学科の構成及び専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。	(1) 学科の構成が、学校の目的及び本科のディプロマ・ポリシーと整合性がとれているか。	5	5.0	—	本校の準学士課程は、機械工学科、電気工学科、電子工学科、応用化学科、都市工学科で構成されており、本校の目的である神戸の産業及び文化の発展向上に寄与するという目的に沿った構成となっている。これを達成するために策定された各専攻のディプロマ・ポリシーとの整合もとれている。
	(2) 専攻の構成が、学校の目的及び専攻科のディプロマ・ポリシーと整合性がとれているか。	5		—	
2-2 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。	(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。	5	5.0	—	本校の専攻科課程は、機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、応用化学専攻、都市工学専攻で構成されており、本校の目的である神戸の産業及び文化の発展向上に寄与するという目的に沿った構成となっている。これを達成するために策定された各専攻のディプロマ・ポリシーとの整合もとれている。
	(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか	5		—	
2-3 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。	(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。	5	5.0	—	一般科目担当教員の構成は、高等専門学校設置基準を満たしつつ、教育課程表に配当された科目構成と比してバランスのとれた専門分野の配置となっている。専任教員にあっては、専門分野を担当時間数の均衡化にも配慮しつつ、一般科目の学習教育目標達成のために適切な担当配置を行っている。英語科の専任教員に1人、非常勤講師に1人の英語のネイティブスピーカーを採用し、国際社会に通用する実践的な英会話能力養成を図っている。
	(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。	5		—	
	(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。	5		—	
	(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。	5		—	
	(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。	5		—	
2-4 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。	(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。	5	5.0	—	現在、本校の専任教員の年齢構成は、大きく偏ることなくバランスよく配置されている。平成26年度からポジティブアクションに取り組み、平成26年度以降に新規採用された教員20名の内、4名が女性教員となっており、その比率は20%となっている。なお、嘱託化された各専攻の技術職員に関しては、12名のうち6名が女性職員となっており、その比率は50%である。
	(2) 適切な専門分野の教員が専攻科の授業科目を担当しているか。	5		—	
	(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。	5		—	
2-5 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。	(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上や教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。	5	4.7	—	在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び活性化を図るために、教育表彰制度を設けており、その規程に基づき教育改善等に貢献した教員を表彰するようにしている。また、長期海外研修制度を設けており、教員の1年または半年の海外研修を行っている。
	(2) (1)以外に配慮している措置はあるか。	5		—	
	(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。	4		—	
2-6 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。	(1) 全専任教員に対して校長又はその委任を受けた副校長による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。	5	5.0	—	授業評価に関しては、前期末及び後期末に学生による授業アンケートを実施しており、全教員(非常勤講師を含む)は評価を受けている。学生授業アンケート結果は、研究担当副校長がデータ整理し、運営改善会議に提出している。運営改善会議では、その内容について議論され、アンケート結果が不良であった教科に対しては、改善勧告、改善命令を行っており、定期的な評価・改善指導が行われている。また、前期及び後期にそれぞれ約2週間の教員相互の授業参観期間を設けており、授業改善に取り組むようにしている。
	(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。	5		—	
	(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。	5		—	
	(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。	5		—	

細目	自己点検・評価項目	自己評価	自己評価		自己評価
			2018	2017	
2-7 教員の採用や昇格等に関する基準や規程が明確に定められ、適切に運用されているか。	(1) 教員(非常勤教員を除く。)の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。	5	4.8	—	本校の事務は、総務、学生の2つの係から構成されている。教育課程の展開に直接的に関係する事務職員は学生係に配置されている。総務係及び図書館においては、教員予算、クラス費、備品管理、総合情報センター事務、施設管理等の教育支援業務を的確に実施するために、業務内容に基づく概ね適切な職員の配置を行っている。技術職員は、平成27年度より嘱託化され、総務係に所属するが業務上は各科に属し、教育・研究に関する技術支援と専門的業務を行っている。図書館には、司書を3名配置している。教育支援者に対する研修等を適宜実施し、その資質の向上を図るための取組も行われている。
	(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。	5		—	
	(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。	5		—	
	(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。	4		—	
2-8 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究(ファカルティ・ディベロップメント)が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。	(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)を実施する体制を整備しているか。	5	4.3	—	以上のことから、本校の学科及び専攻の構成は、本校の目的等に照らして適切である。また、教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されており、必要な活動が行われている。 準学士課程、専攻科課程ともに、各科目を担当する教員が適切に配置されており、教授、准教授の人数配置、年齢構成ともにバランスの良いものとなっている。平成26年度から取り組んでいるポジティブアクションにより、平成26年度以降の新規採用の内、女性比率は教員が20%、技術職員が50%となっている。 校長及び副校長との個人面談、教育研究業績報告書等の提出、授業アンケートの実施、FDの実施など、学校としての定期的な評価・改善が実施されており、その結果として教育表彰を行うなどの取組も行われている。また、採用、昇格に関しての規程も明確に定められており、適切に運用されている。
	(2) 定期的にFDを実施しているか。	5		—	
	(3) (2)のFDを実施した結果が、改善に結びついているか。	3		—	
2-9 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。また、教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。	(1) 教育支援者等(事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。)を法令に従い適切に配置しているか。	5	5.0	—	学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等も適切に配置されており、その資質の向上を図るための取組も行われていることから、基準2に関する各細目は概ね全て満たされている。昨今の高専を取り巻く様々な状況の変化に伴う業務の増加が生じており、現在の教育支援者の人数では対応が難しくなってきた。現在、資質の向上だけでなく、業務の効率化、スリム化を図ることも重要であることから業務内容のゼロベースからの見直しに取り組んでいるところである。また、FDは計画的、定期的実施されているものの、その実施による改善の評価が十分ではなく、今後、評価方法について検討していく必要があることから、基準2に関する自己評価を「4」と判断する。
	(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。	5		—	
	(3) 教育支援者等(事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。)に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。	5		—	

基準3 神戸高専の自己評価・改善の体制に関すること

細目	自己点検・評価項目	自己評価	自己評価		自己評価
			2018	2017	
3-1 教育活動や研究活動を中心とした総合的な状況について、定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。	(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。	5	5.0	—	本校では、定期的な自己点検・評価を実施するために自己評価委員会が設置されており、その方針、体制が整備されている。また、点検・評価の基準・項目が明確に設定されている。毎年度、設定された基準・項目に対して自己評価・点検を行っており、その結果はWebページで公表している。設定された基準・項目に基づき自己評価・点検を行う際には、各基準・項目に必要な根拠資料等を毎年度、自己評価委員会で収集、蓄積を行っている。
	(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)を整備しているか。	5		—	
	(3) (1)の方針において、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。	5		—	
3-2 根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。	(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。	4	4.7	—	教員からの意見は、全教員に対して実施している副校長による期首面談、校長による期中面談時に聴取している。事務職員に対しては、事務室長による期首面談、期中面談で意見を聴取している。在学生からの意見は、学生授業アンケートや満足度調査により意見を集約している。また、課外活動評議会、中央執行委員会からクラブ活動や学校生活における意見を聴取している。さらに、学生意見箱を設置しており、学生から校長へ直接意見を伝えることができるようにしている。卒業時、修了時の意見は、満足度調査により意見を集約している。卒業(修了)後一定の期間を経た卒業生、修了生に対しては、定期的(6年に一回)にアンケートを実施するようにしており、2019年度に実施予定である。就職先、進学先関係者に対しては、定期的(6年に一回)にアンケートを実施しているようにしており、次回は2022年度に実施予定である。保護者からの意見は、後援会の総会や評議会委員会の際に聴取するようにしている。また、平素においてはクラス担任を通じて意見聴取するようにしており、重要事項については運営改善会議に報告するようにしている。
	(2) 自己点検・評価を定期的に行っているか。	5		—	
	(3) (2)の結果を公表しているか。	5		—	
3-3 神戸高専の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われているか。	(1) 教員の意見を聴取しているか。	4	4.2	—	本校の構成員及び学外関係者から意見聴取を行った結果は、運営改善会議、自己評価委員会で精査し、自己点検・評価に反映するようにしている。年度ごとに改善項目として挙げ、それらに対する改善計画を立て、Webページで公表している。
	(2) 在学生の意見を聴取しているか。	5		—	
	(3) 卒業(修了)時の学生の意見を聴取しているか。	5		—	
	(4) 卒業(修了)から一定年後の卒業生(修了生)の意見を聴取しているか。	4		—	
	(5) 就職先・進学先関係者からの意見を聴取しているか。	3		—	
	(6) 保護者からの意見を聴取しているか。	4		—	
3-4 神戸高専の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われた結果が自己点検・評価に反映されているか。	(1) 自己点検・評価の実施に際して、聴取した意見を反映するようになっているか。	4	4.0	—	本校では外部評価委員会を設置し、平成29年度(2017年度)から毎年度、外部評価委員会を実施している。外部評価委員会から聴取された意見等は「外部評価意見聴取会」としてWebページで公表している。また、聴取された意見等については、自己点検・評価に反映させるようにしており、改善が必要となる事項については、改善項目として挙げ、その年度で改善計画を立てて取り組むようにしている。
	(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。	4		—	
3-5 外部有識者による外部評価が定期的に行われ、聴取された意見等が自己点検・評価に反映されているか。	(1) 外部評価が定期的に行われているか。	5	4.3	—	自己評価 本校の自己評価・改善の体制として、運営改善会議、自己評価委員会が設置されておりその体制は整備されている。本校の自己点検・評価の基準・項目は明確に定められており、それらの根拠となる資料等の収集とともに毎年度、自己評価を行い、その結果をWebページで公表している。本校の教職員からの意見聴取は、期首面談や校務運営会議、各委員会等で行われており、学生からの意見聴取は、各種アンケートや学生意見箱等で行われている。また、後援会を通じて学生会組織(学生会、学生評議会、課外活動評議会)からの意見も聴取している。卒業生及び修了生、進路先(企業、大学)の意見聴取は、定期的に外部アンケートを実施しており、学校としてこれらの意見を把握するようにしている。平成29年度より、毎年度外部評価を実施するようにしており、外部評価で指摘された事項については運営改善会議、自己評価委員会で検討・精査し、次年度の改善事項として挙げ、方針・計画を立てて取り組むようにしている。
	(2) 外部評価の結果が公表されているか。	3		—	
	(3) 外部評価で聴取された意見等が自己点検・評価に反映されているか。	5		—	
3-6 自己点検・評価や第三者評価、外部評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。	(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。	5	5.0	—	以上のことから、自己評価・改善の体制に関しては概ね満たされている。しかしながら、体制等は整備されているものの、本校の実際の改善・向上に結び付ける活動としては、改善事項に対する取組の達成状況が事項によって不十分な点が残っていること、公表方法の不確定さが残っていること、根拠資料として重要な役割を果たす各委員会等の議事録に統一性がないこと、企業からの意見聴取に即応性を果たす工夫が必要なことなど、十分であるとは言えないことから、基準3に関する自己評価を「3」と判断する。
	(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。	5		—	
	(3) 前回の外部評価における指摘事項についての対応をしているか。	5		—	

基準4 神戸高専の管理運営に関すること

細目	自己点検・評価項目	自己評価	自己評価		自己評価
			2018	2017	
4-1 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。	5	4.7	—	<p>管理運営体制に関する諸規程が整備されており、組織図に示されている通り各種委員会等が設置されている。「神戸市立工業高等専門学校組織規程」及び学則により、校長、副校長等の役割分担を明確に規定しており、校長がリーダーシップを発揮できる体制となっている。</p> <p>事務組織については、学則に基づき事務組織を整備しており、総務係と学生係を置いている。それぞれの係の業務内容は、毎年度の事務分担表により明記されている。</p> <p>これらの諸規程や体制の下、各委員会等は原則月1回の定例会議または必要に応じて適宜会議を開催しており、それらの議事録は校内メールにて配信され情報共有されている。各委員会には、教員、事務職員、技術職員が適宜配置されており、連携体制を確保しながら校務運営を行っている。</p> <p>本校では、「神戸市立工業高等専門学校における危機管理に関する規程」により、危機発生時における校長、副校長、事務室長等の役割やその管理体制が明確に示されている。また、「海外渡航危機管理マニュアル」も整備されており、海外渡航に関するマニュアルも整備されている。安全管理については、「神戸高専安全マニュアル」が整備されており、各種装置や実験・実習を行うための注意事項、事故時の対応策、法令等が明記されている。防災訓練として、避難訓練(9月)とシェイクアウト訓練(1月)をそれぞれ毎年1回本科生、専攻科生を含めて実施している。また、管理職以上の教職員は、消防法施行令第4条の2の2の8第3項第1号の規程による「自衛消防業務講習」を受講している。</p>
	(2) 委員会等の体制を整備しているか。	5		—	
	(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。	5		—	
	(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。	4		—	
	(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。	5		—	
	(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。	4		—	
4-2 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。	(1) 責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。	5	5.0	—	<p>本校では、外部資金を積極的に取り入れる取組の1つとして、全教員が毎年度の科研費申請を行うようにしている。また、科研費や共同研究費などの外部資金調達状況を毎年度報告することにしており、教職員に対して外部資金調達の意識づけを行っている。公的研究費を適正に管理するため、「神戸市立工業高等専門学校における公的研究費の管理・監査の指針」、「神戸市立工業高等専門学校における公的研究費不正防止計画」を制定しており、事務室主導の研修会を適宜行うなどそれらに関するシステムが整備されている。</p> <p>本校では、各種工業系団体や金融機関、大学、企業等との協定を締結し、産学官技術フォーラムや合同見学会等を開催するなど積極的に外部教育資源を活用している。管理職に対しては、神戸市や国立高専機構等が主催する管理職研修に参加し、その任を果たすことができるための研修を受講している。</p> <p>本校では、学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項について、本校Webページで公表している。本校の3つのポリシー(アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー)は、Webページの公開だけでなく、教職員会議や全校集会等で適宜周知を図るようにしている。</p>
	(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。	5		—	
	(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。	5		—	
4-3 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。	(1) 外部の財務資源(科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金)を積極的に受入れる取組を行っているか。	5	5.0	—	<p>自己評価</p> <p>本校の管理運営に関する体制として、「神戸市立工業高等専門学校組織規程」や「神戸高専組織図」を含め各種委員会規程等が適切に制定されており、役割分担や業務内容が明確に示されている。また、これらの活動は適切に実施されており、管理運営がなされている。安全管理について、「神戸市立工業高等専門学校における危機管理に関する規程」が制定されており、これらに関連するマニュアルも公表され、周知されている。全校避難訓練も、全学生(本科生、専攻科生)と教職員を対象として毎年度実施されている。外部資金獲得の1つの方針として、全教員が毎年度、科研費に申請することにしており、30年度の科研費の採択件数および配分額は、近畿の7つの高専の中でトップとなっている。協定締結を行った各団体、大学、企業等と連携し、外部教育資源として積極的に活用し、様々な活動を実施している。さらに、学校教育法施行規則に関する情報公開も、本校Webページにおいて公表されていることから、管理運営に関する基本的事項に対する取組として概ね達成していると考えられる。しかしながら、安全管理に対する取組として周知及び実施の徹底が不十分なところが残っており、今後、さらなる周知と実施の徹底及び教職員、学生のさらなる意識改革を進めていく必要があると考える。また、安全マニュアルや各種情報は公開されているものの、それらの周知度を確保する取組は十分とは言えず、今後は各種アンケートを適宜実施するなど学校としてそれらを把握し、その改善に努める取組が必要である。</p> <p>以上のことから、管理運営に関する体制に関しては、その基本的な取組については概ね満たされているものの、その周知状況や実施状況等に関して改善を必要とする事項が残っていることから、基準4に関する自己評価を「3」と判断する。</p>
	(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。	5		—	
4-4 外部の教育資源を積極的に活用しているか。また、管理運営のための任務を果たすことができるよう研修等、管理運営に関わるSDが組織的に行われているか。	(1) 外部の教育資源を積極的に活用しているか。	4	4.0	—	<p>本校の管理運営に関する体制として、「神戸市立工業高等専門学校組織規程」や「神戸高専組織図」を含め各種委員会規程等が適切に制定されており、役割分担や業務内容が明確に示されている。また、これらの活動は適切に実施されており、管理運営がなされている。安全管理について、「神戸市立工業高等専門学校における危機管理に関する規程」が制定されており、これらに関連するマニュアルも公表され、周知されている。全校避難訓練も、全学生(本科生、専攻科生)と教職員を対象として毎年度実施されている。外部資金獲得の1つの方針として、全教員が毎年度、科研費に申請することにしており、30年度の科研費の採択件数および配分額は、近畿の7つの高専の中でトップとなっている。協定締結を行った各団体、大学、企業等と連携し、外部教育資源として積極的に活用し、様々な活動を実施している。さらに、学校教育法施行規則に関する情報公開も、本校Webページにおいて公表されていることから、管理運営に関する基本的事項に対する取組として概ね達成していると考えられる。しかしながら、安全管理に対する取組として周知及び実施の徹底が不十分なところが残っており、今後、さらなる周知と実施の徹底及び教職員、学生のさらなる意識改革を進めていく必要があると考える。また、安全マニュアルや各種情報は公開されているものの、それらの周知度を確保する取組は十分とは言えず、今後は各種アンケートを適宜実施するなど学校としてそれらを把握し、その改善に努める取組が必要である。</p> <p>以上のことから、管理運営に関する体制に関しては、その基本的な取組については概ね満たされているものの、その周知状況や実施状況等に関して改善を必要とする事項が残っていることから、基準4に関する自己評価を「3」と判断する。</p>
	(2) 管理運営のための任務を果たすことができるよう研修等、管理運営に関わるSDが組織的に行われているか。	4		—	
4-5 教育研究活動等の状況についての情報(学校教育法施行規則第172条の2に規程される事項を含む。)が公表されているか。	(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。	5	4.0	—	<p>本校の管理運営に関する体制として、「神戸市立工業高等専門学校組織規程」や「神戸高専組織図」を含め各種委員会規程等が適切に制定されており、役割分担や業務内容が明確に示されている。また、これらの活動は適切に実施されており、管理運営がなされている。安全管理について、「神戸市立工業高等専門学校における危機管理に関する規程」が制定されており、これらに関連するマニュアルも公表され、周知されている。全校避難訓練も、全学生(本科生、専攻科生)と教職員を対象として毎年度実施されている。外部資金獲得の1つの方針として、全教員が毎年度、科研費に申請することにしており、30年度の科研費の採択件数および配分額は、近畿の7つの高専の中でトップとなっている。協定締結を行った各団体、大学、企業等と連携し、外部教育資源として積極的に活用し、様々な活動を実施している。さらに、学校教育法施行規則に関する情報公開も、本校Webページにおいて公表されていることから、管理運営に関する基本的事項に対する取組として概ね達成していると考えられる。しかしながら、安全管理に対する取組として周知及び実施の徹底が不十分なところが残っており、今後、さらなる周知と実施の徹底及び教職員、学生のさらなる意識改革を進めていく必要があると考える。また、安全マニュアルや各種情報は公開されているものの、それらの周知度を確保する取組は十分とは言えず、今後は各種アンケートを適宜実施するなど学校としてそれらを把握し、その改善に努める取組が必要である。</p> <p>以上のことから、管理運営に関する体制に関しては、その基本的な取組については概ね満たされているものの、その周知状況や実施状況等に関して改善を必要とする事項が残っていることから、基準4に関する自己評価を「3」と判断する。</p>
	(2) 高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規程により定める方針について、学校内の構成員への周知を行っているか。	3		—	

基準5 神戸高専の財務に関すること

細目	自己点検・評価項目	自己評価	自己評価		自己評価
			2018	2017	
5-1 本校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。	(1) 過去3年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。	5	5.0	—	<p>本校は、神戸市立の工業高等専門学校として「神戸市立学校設置条例」により設置された「公の施設」であるため、学校の目的に沿った教育研究活動のための資産である校地、校舎等を占有使用しており、その所有権は神戸市が持っている。このため、授業料や入学選抜料等は神戸市の収入として計上されており、それらを含めて本校の運営の経費は、神戸市の予算として措置されている。このため、本校としての債務はなく、経常的な収入は事業年度ごとに神戸市予算として安定的に確保できており、過去3年間における支出超過もない。</p> <p>本校における毎事業年度の収支予算・決算は、市会の予算・決算特別委員会で慎重に審議された後、それぞれ議決・認定されている。27年度からは時代に合った高度な実験実習を高専において実施するため、新たな実験実習設備の導入、老朽化した設備の更新を計画的に行っている。</p> <p>本校の予算配分を適切に行う体制として、予算委員会が設置されており、収支に係る方針・計画性を考慮しつつ「校内予算書」の検討・審議を行っている。また、決定された「校内予算書」は、全教職員に明示されている。</p>
	(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。	5		—	
	(3) 過去3年間において運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の経常的な収入を確保しているか。	5		—	
	(4) 過去3年間の収支状況において支出超過となっていないか。	5		—	
5-2 本校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。	(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。	5	5.0	—	<p>本校は神戸市の公的機関であるため、神戸市の財政事務や経営にかかる事業の管理は、監査事務局が「財務定期監査」(地方自治法第199条第1項、第4項)を実施している。また、市の自主監査要綱に基づき、毎年課長級職員が点検者となり現金取り扱い事務や各所属の事務について自主監査を実施するなど財政事務の適正化を図っている。</p>
	(2) (1)を関係者(教職員等)へ明示しているか。	5		—	
5-3 本校の目的を達成するため、教育研究活動に対する資源配分を、学校として適切に行う体制を整備しているか。そして、実際に行われているか。	(1) 目的を達成するために、教育研究活動に対して資源配分を行う際、明確なプロセスに基づいて行っているか。	5	5.0	—	<p>自己評価</p> <p>本校の財務に関しては、神戸市予算として経常的な収入が継続的に確保されており、神戸市の監査事務局により財務に関する適正な監査等が履行されている。校内の教職員には「校内予算書」が明示されており、過去3年間において支出超過もないことから、基準5に関する自己評価を「5」と判断する。</p>
	(2) 資源配分が、収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。	5		—	
	(3) 資源配分の内容について、教職員等の関係者に明示しているか。	5		—	
5-4 本館を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。	(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。	5	5.0	—	
	(2) 財務に係る監査等を実施しているか。	5		—	

基準6 学習環境及び学生支援に関すること

細目	自己点検・評価項目	自己評価	自己評価 2018 2017	自己評価
6-1 編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。	(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。	5	4.6	—
	(2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。	5		—
	(3) 運動場を設けているか。	5		—
	(4) 校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えているか。	5		—
	(5) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。	4		—
	(6) 自主的学習スペースを設けているか。	5		—
	(7) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。	5		—
	(8) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。	4		—
	(9) (8)の体制が有効に機能しているか。	4		—
	(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。	4		—
	(11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。	5		—
	(12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。	4		—
6-2 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。	(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境を適切に整備しているか。	4	4.4	—
	(2) ICT環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。	5		—
	(3) ICT環境は有効に活用されているか。	4		—
	(4) (3)について学生や教職員のICT環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。	5		—
	(5) (4)の体制が機能しているか。	4		—

細目	自己点検・評価項目	自己評価	自己評価		自己評価
			2018	2017	
6-3 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。	(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。	5	4.8	—	<p>学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言体制として、学生相談室、保健室の設置、相談員やカウンセラーの配置等を整備し、奨学金や授業料減免に係る体制も整備している。毎年度、前期末と後期末には、「体罰・いじめアンケート」を実施しており、学生の生活等に関する意見を聴取するようにしている。聴取されたいじめに関する事項については、学生主事室が慎重に事実確認を行い、「神戸市立工業高等専門学校いじめ防止基本方針」に沿って対応している。また、その他の生活に関する事項については「人権教育推進委員会」で対応している。ハラスメントに関しては、「神戸市立工業高等専門学校ハラスメント防止に関する指針」が制定されており、その防止に努めている。</p> <p>奨学金制度に関しては、本校Webページに公開するとともに、年度初めに各教室に各種奨学金制度一覧を掲示し、クラス担任から案内をして周知するようにしている。授業料減免・軽減助成制度(神戸市)については、本校Webページに公開するとともに学生便覧にも明記されており、学生への周知を図っている。高等学校就学支援金制度(国)については、学生便覧に明記されており、学生への周知を図っている。平成30年度の奨学金は、日本学生支援機構46名、神戸市奨学金11名、その他奨学金41名が採用されており、授業減免は軽減助成19名、半額免除30名、全額免除151名が認められており、これら生活や経済面に対する制度は学生に利用されている。</p> <p>健康診断、身体測定は毎年度1回、全校学生(本科生、専攻科生)に対して実施している。健康相談・保健指導は適宜、保健室で行うようにしている。学生相談室でも適宜、希望に応じて指導・相談・助言を行うようにしており、学生に利用されている。</p>
	(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。	5			
	(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。	4			
	(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。	5			
6-4 履修等に関するガイダンスを実施しているか。	(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。	5	5.0	—	<p>本校の課外活動(部活動、同好会、研究会)に関する事項は、設置された「クラブ顧問会議」において議論・協議され、各顧問間の連携を円滑に図ることにより学生の課外活動を支援している。原則として、全教員がどこかのクラブ、同好会、研究会の顧問として配置されている。学生会館3階には、合宿等にも利用できる2つの大広間(和室)があり、必要な手続きを経てクラブ活動、研究会活動で利用されている。また、必要なクラブに対しては外部コーチを依頼できるようになっており、競技力向上を図る体制も整備されている。2018年度は、7つのクラブ(華道部、弓道部、硬式野球部、硬式テニス部、バレーボール部、バスケットボール部女子)で外部コーチの招聘が認められている。これらの支援体制のもと、毎年、多くのクラブが全国高専大会に出場しており、平成30年度は水泳部(7連覇)、女子テニスダブルスが全国優勝しており、バレーボール部、ラグビー部、卓球男子シングルスが準優勝している。各種コンテスト(ロボコン、プロコン、デザコン)にも積極的に取り組んでおり、平成30年度は近畿ロボコンに2チーム参加し、優勝と3位という結果を残しており、これらの支援体制は機能している。本校の自治会活動として学生会が組織されており、その中に学生会活動の実質的な方針・計画・実施を行う中央執行委員会、各クラス委員長、副委員長で構成される評議会、専門委員会、クラブ代表者で構成される課外活動協議会が設置されている。これらは、学生準則第22条及び学生会規程で定められており、その責任の所在は学生準則第24条により学生主事(学生担当副校長)と定められている。総会、高専祭、評議会等は計画的に実施されており、これらの支援体制は機能している。</p>
6-5 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。	(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。	5	4.3	—	<p>本校の課外活動(部活動、同好会、研究会)に関する事項は、設置された「クラブ顧問会議」において議論・協議され、各顧問間の連携を円滑に図ることにより学生の課外活動を支援している。原則として、全教員がどこかのクラブ、同好会、研究会の顧問として配置されている。学生会館3階には、合宿等にも利用できる2つの大広間(和室)があり、必要な手続きを経てクラブ活動、研究会活動で利用されている。また、必要なクラブに対しては外部コーチを依頼できるようになっており、競技力向上を図る体制も整備されている。2018年度は、7つのクラブ(華道部、弓道部、硬式野球部、硬式テニス部、バレーボール部、バスケットボール部女子)で外部コーチの招聘が認められている。これらの支援体制のもと、毎年、多くのクラブが全国高専大会に出場しており、平成30年度は水泳部(7連覇)、女子テニスダブルスが全国優勝しており、バレーボール部、ラグビー部、卓球男子シングルスが準優勝している。各種コンテスト(ロボコン、プロコン、デザコン)にも積極的に取り組んでおり、平成30年度は近畿ロボコンに2チーム参加し、優勝と3位という結果を残しており、これらの支援体制は機能している。本校の自治会活動として学生会が組織されており、その中に学生会活動の実質的な方針・計画・実施を行う中央執行委員会、各クラス委員長、副委員長で構成される評議会、専門委員会、クラブ代表者で構成される課外活動協議会が設置されている。これらは、学生準則第22条及び学生会規程で定められており、その責任の所在は学生準則第24条により学生主事(学生担当副校長)と定められている。総会、高専祭、評議会等は計画的に実施されており、これらの支援体制は機能している。</p>
	(2) (1)は、学生に利用されているか。	4			
	(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。	4			
	(4) (3)は、有効に機能しているか。	4			

細 目	自己点検・評価項目	自己 評価	自己評価 2018 2017	自 己 評 価
6-6 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。	(1) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。	5	4.4	—
	(2) (1)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。	4		—
	(3) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。	4		—
	(4) (3)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。			—
	(5) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。	5		—
	(6) (5)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。	5		—
	(7) 障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条(第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。)に対応しているか。	4		—
	(8) 上記以外の特別な支援を行っているか。	4		—
6-7 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。	(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。	5	4.7	—
	(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的実施しているか。	5		—
	(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。	4		—
6-8 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。	(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。	4	4.0	—
	(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、どのような取組を行っているか。	4		—
	(3) (2)の取組が機能しているか。	4		—
6-9 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。	(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。	4	3.7	—
	(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。	3		—
	(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。	4		—

基準 7 準学士課程の教育課程及び教育方法に関すること

細 目	自己点検・評価項目	自己評価	自己評価		自 己 評 価
			2018	2019	
7-1 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。	(1) カリキュラム・ポリシーを踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	5	5.0	—	準学士課程の教育課程は、本校の学習・教育目標に沿って低学年に一般科目を多く配置し、学年があがるに従って専門科目の比重が高くなるくさび形の科目配置となっている。さらに、学科ごとのカリキュラム・ポリシーに従って授業科目が体系的に配置されている。一般教育の充実に配慮し、1学年から5学年まで一般科目を配置している。4学年では、必修科目として国語、体育、確立・統計、英語演習を配置し、選択科目として配置している「国際コミュニケーション」では、ドイツ語、中国語、韓国語から言語を選択できるようにしている。5学年には必修科目として英語演習、体育を配置しており、英語力の強化と心身の調和が図れるように配慮している。選択科目には、哲学、日本史、世界史、社会科学特講、人文科学特講、経済学を配置し、学生が科目を選択できるようにしている。
	(2) 一般教育の充実に配慮しているか。	5		—	
	(3) 進級に関する規程を整備しているか。	5		—	
	(4) 1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。	5		—	
	(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。	5		—	
7-2 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。	(1) 他学科の授業科目の履修を認定しているか。	4	4.8	—	学生の多様なニーズに配慮するため、他学科の授業科目の履修認定やインターンシップによる単位認定を行っている。他学科の履修認定は、本校が2017年度から開始した成長産業技術者教育プログラム履修者のみとなるが、現在までに4名の学生が認定されている。インターンシップは、選択科目ではあるが、毎年度、ほぼ全員が企業、大学等にインターンシップに行き、単位認定を受けている。2018年度はアメリカのNASAにインターンシップに行った学生もいる。
	(2) インターンシップによる単位を認定しているか。	5		—	
	(3) 正規の教育課程に関わる補充教育の実施をしているか。	5		—	
	(4) 専攻科課程教育と連携しているか。	5		—	
	(5) 外国語の基礎能力(聞く、話す、読む、書く)の育成に配慮しているか。	5		—	
	(6) 個別の授業科目内での工夫はなされているか。	5		—	
	(7) 資格取得に関する教育を実施しているか。	5		—	
	(8) 最先端の技術に関する教育を実施しているか。	4		—	
7-3 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。	(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。	4	3.5	—	創造力を育む教育方法として、各学科の特色を考慮したエンジニアリングデザインをベースとした取組がなされている。電気工学科の学生が4学年時に実施したエンジニアリングデザイン演習の成果をベースに2018年度パワエレ教材製作コンテストに出展し、優秀賞を受賞している。さらに、その内容を精査して電気学会論文誌に投稿した結果、掲載も決定しておりこれらの取組における成果もあがってきている。
	(2) (1)の工夫を行った結果、あげた成果や効果はあるか。	3		—	
	(3) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。	4		—	
	(4) (3)の工夫を行った結果、あげた成果や効果はあるか。	3		—	
7-4 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。	(1) カリキュラム・ポリシーに照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。	5	4.5	—	各学科の授業形態は、おおそ必修科目の80%～88%が講義系科目、12%～19%が実験実習系科目となっている。単位比率で見ると、必修科目の66%～73%が講義系科目、27%～33%が実験実習系科目となっており、講義で得た知識を実験実習や卒業研究で体験として身につけるとい各学科のカリキュラム・ポリシーに沿った構成となっている。実験実習では、機械工学科3年の「創造設計製作」や電気工学科の「電気工学実験実習」、電子工学科4年の「電子工学実験実習」などPBLをベースとしたテーマも配置されており、創造力の養成にも配慮したもとなっている。また、教育改善に関する取組は、年度末に教職員データベースに登録することになっており、適宜、教育内容や教育方法の工夫や改善も図られている。
	(2) 教育内容に応じて学習指導上の工夫がなされているか。	4		—	

細 目	自己点検・評価項目	自己 評価	自己評価 2018 2019	自 己 評 価
7-5 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。	(1) カリキュラム・ポリシーを踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。	5	5.0	—
(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。	5	—		
(3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では1単位当たり30時間を確保しているか。	5	—		
(4) (3)の30単位時間授業では、1単位時間を50分としているか。	5	—		
(5) 学修単位の科目のシラバスには、1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。	5	—		
(6) (5)の履修時間の実質化のための対策を講じているか。	5	—		
7-6 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。	(1) 成績評価や単位認定に関する基準をカリキュラム・ポリシーに基づき、策定しているか。	5	4.5	—
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。	5	—		
(3) 学修単位科目で、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。	5	—		
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。	5	—		
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	3	—		
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。	4	—		
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。	5	—		
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。	4	—		
7-7 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。	(1) 学則等に修業年限を5年と定めているか。	5	4.6	—
(2) ディプロマ・ポリシーに基づき、卒業認定基準を定めているか。	5	—		
(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。	5	—		
(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。	5	—		
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	3	—		

基準 8 準学士課程の学生の受入れに関すること

細 目	自己点検・評価項目	自己評価	自己評価		自 己 評 価
			2018	2017	
8-1 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な入学選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。	(1) 学力選抜の合否判定を行う資料の配点方法が定められているか。	5	5.0	—	<p>入学者の受入れ方針に関する指針(アドミッション・ポリシー)の中の「入学選抜の基本方針」に沿って入学選抜方法を定め、選抜区分(推薦による選抜、学力検査による選抜)を明示している。また、本科4学年への編入試についても選抜区分(指定校制度による選抜、学力検査による選抜)を明示しており、学力検査の出題内容も明示している。</p> <p>推薦による選抜、学力検査による選抜ともに、その配点方法は定められており「学生募集要項」や「中学教員用高専ガイド」で公表されている。推薦による選抜での面接内容は、志望動機、将来のこと、ものづくりの経験などを質問するようにしており、適切な内容であるといえる。このように、本校はアドミッション・ポリシーに沿った入学選抜方法に基づき、学生の受入れを実施している。</p> <p>アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れが行われているかの検証は、「入試委員会」において検証している。その年度の合格者の平均点や入学直後に実施する実力試験結果をもとに検証しており、現在は概ねアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れができてしていると判断していることから、従来通りの入学選抜方法を踏襲することとしている。実力試験の結果については、毎年6月にFDを開催し、教員全員と情報共有するようにしている。2019年度には、神戸市立の高専であるという観点から入学選抜方法の検証を行う予定にしている。</p>
	(2) 推薦選抜での合否判定を行う資料の配点方法が定められているか。	5			
	(3) 推薦選抜での面接内容は適切なものになっているか。	5			
8-2 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学選抜の改善に役立っているか。	(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。	4	4.0	—	<p>本校の学生定員は、機械工学科80名、電気工学科40名、電子工学科40名、応用化学科40名、都市工学科40名と定められており、学則に明記されている。これまでの入学数、各学科とも過去5年間を含め学生定員通りの入学を受け入れており、学生定員に対して適正な受入れが行われている。</p> <p>自己評価</p>
	(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、アドミッション・ポリシーに沿っているかどうかの検証を行っているか。	4			
	(3) (2)の検証の結果を入学選抜の改善に役立っているか。	4			
8-3 実入学数、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。	(1) 学生定員を学科ごとに1学級当たり40人を標準として学則で定めているか。	5	5.0	—	<p>本校の入学選抜の基本方針に基づき明示された入学選抜方法及びその配点方法に沿って学生の受入れが実施されている。受入れた学生の検証も行われており、これまでに学生定員通りの入学を受け入れていることから、準学士課程の学生の受入れに関しては全て満たしている。今後、受入れた学生をより明確に検証できる方法の検討が望まれることから、現段階の基準8に関する自己評価は「4」と判断する。</p>
	(2) 学科ごとの入学定員と実入学数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。	5			
	(3) 過去3年間の学科ごとの入学定員に対する実入学数が適正であるか。	5			

基準9 準学士課程の学習・教育の成果に関すること

細目	自己点検・評価項目	自己評価	自己評価		自己評価
			2018	2017	
9-1 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に沿った学習・教育の成果が認められるか。	(1) 成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	5	4.7	—	ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育の成果の把握・評価は、教務委員会及び校務運営会議、教務主事室、自己評価委員会で行う体制となっている。ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育の成果については、「学業成績評価及び進級並びに卒業の認定に関する規程」に基づき実施される卒業認定会議において、把握・評価を行っている。学生自身の学習・教育の成果は、自己評価委員会での卒業時の達成度評価、満足度調査を実施してその状況把握を行い、その結果に対して校務運営会議及び教務委員会で検証している。また、教務主事室では、単位修得及び原級留置状況を調査し、その結果からクラス毎の状況把握・検証を行っている。改善が必要と判断された場合は、「教育プログラム委員会」で改善策の検討を行うことになっている(2019年度からは組織統合に伴い、教育プログラム委員会を廃止し、その任は教務委員会で行うことになっている)。過去3年間の卒業時のクラス成績平均点は約70点から80点であることから、学習・教育の成果は認められていると判断する。過去3年間の原級留置者は30名から40名、退学者は20名から30名となっており、これらはそれぞれ全学生の約3%、約2%であり、全国高専の平均(8%前後)と比べて低い数値となっている。
	(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。	4			
	(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。	5			
9-2 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に沿った学習・教育の成果が認められるか。	(1) 卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	5	4.4	—	2019年度に卒業生・修了生アンケート、2022年度に進路先アンケートを実施する予定である。2013年度に実施した卒業生・修了生アンケート結果から、行動力、専門知識、協調性、誠実さの項目が会社等で良い評価を得ているという結果になっており、おおよそディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育の成果が得られているものと判断している。しかしながら、語学力については全く評価されていないという結果であったため、ネイティブ教員の採用やイングリッシュラウンジの開催、多読の導入、TOEICや工業英検の受験の促進等の取組を行ってきており、2019年度、2025年度に実施予定の卒業生・修了生アンケート結果に注視していく予定である。
	(2) 卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。	5			
	(3) 卒業生(卒業後5年程度経った者)に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。	5			
	(4) 進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。	3			
	(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。	4			
9-3 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。	(1) 直近3年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。	5	5.0	—	過去3年間の本校の卒業生の就職率、進学率はともに高く、就職先は製造業、情報通信業、電気・ガス・水道業、鉄道業、技術サービス業、公務等が中心であり、進学先も専攻科、大学の工学系、理学系であることから、本校が育成しようとする技術者像にふさわしいものとなっている。このことから、ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育の成果は得られているものと判断する。学生自身の学習・教育の成果は、卒業時に満足度調査及び達成度アンケートを実施して把握するようにしており、達成度アンケートの結果でほとんどの項目が60%以上となっていることから、概ね学習・教育の成果は得られていると判断する。特に、C1(応用・解析)、C2(複合・解決)の項目で達成度100%となっている学生が多く、本校の専門教育をベースとした卒業研究や実験実習等で得られる学習効果が顕著に表れているものと判断している。語学(英語)に関するB3(日常英語)、B4(技術英語)の達成度も概ね60%を超えていることから、2013年度に実施した卒業生・修了生アンケート結果よりも改善されているものと予測するが、これらは2019年度、2025年度に実施予定の卒業生・修了生アンケートの結果で検証する必要がある。進路先アンケートは2022年度の実施を予定しているが、来年度からは企業関係者の方々が本校に来校されるときに必要な項目のアンケートを実施し、毎年度、学習・教育の成果を把握できる方法を検討している。 以上のように、準学士課程の学習・教育の成果に関しては、その成果を把握・評価する体制が整備され、その体制のもと各種アンケート等が実施されており、それらの結果から学習・教育の成果が得られていると判断できることから、基準9に関する自己評価を「5」と判断する。ただし、今後も各種アンケートの実施と得られた結果に対する検証を継続的に実施するものとする。

基準 10 専攻科課程の教育課程及び教育方法に関すること

細 目	自己点検・評価項目	自己評価	自己評価		自 己 評 価
			2018	2017	
10-1 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、専攻科の授業科目が適切に配置され、専攻科の教育課程が体系的に編成されているか。	(1) カリキュラム・ポリシーを踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	5	5.0	—	専攻科課程の教育課程は、本校専攻科の学習・教育目標に沿って準学士課程の科目との連携や発展を考慮しながら、専攻ごとのカリキュラム・ポリシーに従って授業科目が体系的に配置している。科目としては、一般教養科目(必修、選択)と専門共通科目(必修、選択)、各専攻で開講する専門展開科目(必修、選択)を配置している。
	(2) 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。	5			
10-2 専攻科の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。	(1) カリキュラム・ポリシーに照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。	5	5.0	—	各専攻の専門科目の授業形態は、講義系科目が68%~78%、実験実習系科目が25%~32%となっている。単位比率で見ると講義系科目は60%~72%、実験実習系科目は33%~40%となっており、講義科目で修得した知識をもとに、実験実習科目で問題解決能力や実践力を効果的に養えるような編成となっている。 複合的視点や創造力、実践力を養う科目として、専攻科2年に「エンジニアリングデザイン演習」を配置している。これは、PBL教育の1つとして、2年生全員を専攻に関係なく6つの班に分けて、与えられた大きな課題に対して班毎で各専攻の知識を持ち寄り、問題点の抽出から解決方法の検討、製作までを行うものである。 実践力を養う科目として、「専攻科特別実習」と「シミュレーション工学」を配置している。「専攻科特別実習」はインターンシップであり、国内は3週間以上、海外は2週間以上の実習を行い、実習報告会を経て2単位の単位認定を行っている。「シミュレーション工学」は、シミュレーション技術の向上を目的とし、各専攻に関連した課題に対してシミュレーション解析を実施している。
	(2) 教育内容に応じて学習指導上の工夫がなされているか。	5			
10-3 専攻科の教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。	(1) 学生への教養教育や研究指導を適切に行っているか。	5	5.0	—	専攻科の教養教育として、「一般教養科目」として7科目、13単位を配置しており、修了要件として8単位以上修得するようにしている。また、神戸研究学園都市周辺にある5大学1高専で設置・運営する大学共同利用施設「UNITY」では、加盟大学、高専間での単位互換授業を行っている。これにより、他大学の単位を修得することも可能になっている。単位互換講座で修得した単位は、最大8単位まで本校専攻科での修得単位として認定している。ただし、大学改革支援・学位授与機構に申請する学士取得のための単位としては認定されていない。 本校専攻科は大学改革支援・学位授与機構から「特例認定専攻科」として認定されているため、専攻科特別研究Ⅰ、Ⅱを指導できる教員は、大学改革支援・学位授与機構の研究業績の審査を受け、指導教員(教授、准教授)、指導補助教員(講師、助教)として「適」の判定を受けた教員だけとなっている。これらを踏まえ、作成された専攻科特別研究Ⅰ、Ⅱのシラバスには、評価方法も明確に示されており、適切な研究指導が行われている。
10-4 専攻科の成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。	(1) 成績評価や単位認定に関する基準をカリキュラム・ポリシーに基づき、策定しているか。	5	4.5	—	成績評価や単位認定基準は、カリキュラム・ポリシーに従って「専攻科の授業科目の履修等に関する規程」で定められており、学生便覧に明記されている。学生への周知は、これらが明記された「専攻科のしおり」や「学生便覧」を配付するとともに、各種ガイダンスや専攻主任を通じて行っている。各科目の成績評価や単位認定は、この規程に基づき作成されたシラバス内に明記された評価方法に沿って行われている。専攻科の講義科目は、全て学修単位Ⅱとなる。このため、履修時間(自己学習時間)を実質化するため、本科と同様に各科目でレポートや課題を行うのに必要な所要時間を考慮して設定するようにしており、その結果の確認は学生の授業アンケート時にその科目に要した自学学習時間を問うようにして確認している。また、追試験、再試験の実施及び評価方法に関しても「専攻科の授業科目の履修等に関する規程」に明記されている。専攻科は学年制ではなく単位制であるため、単位修得できなかった科目は原則として次年度に再受講することになり、本科のような再評価試験は実施していない。科目担当者は、年度末に「評価内訳表」、「授業自己点検シート」を提出することになっており、成績評価の内容やシラバス記載通りの評価方法で算定されているかなどを客観性、厳格性をもって確認できるようにしている。成績評価方法等含むシラバスの作成は、本科と同様に毎年度、教員間で相互チェックを行うようにしている。定期試験後に、「試験返却期間」を設けており、学生が答案の確認や意見申し立てをできるようにしている。
	(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。	5			
	(3) 学修単位科目は、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。	5			
	(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。	5			
	(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	2			
	(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。	5			
	(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。	5			
	(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。	4			
10-5 修了認定基準が、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。	(1) 学則等に修業年限を1年以上と定めているか。	5	4.4	—	専攻科の修業年限は2年と学則に明確に定めている。修了認定基準については、ディプロマ・ポリシーに従って定められており、学則、専攻科のしおりに明記されているほか、各種ガイダンスや専攻主任を通じて学生に周知されている。専攻科の多くは選択科目であるが、その中に「*」が付された科目は選択必修科目扱いとして履修指導している。必修科目と規定以上の選択必修科目を修得していれば、その他の選択科目はどのような科目を修得していても、学習・教育目標の全ての項目に関与できるようになっており、ディプロマ・ポリシーに沿った修了認定基準であるといえる。 毎年度、3月に修了認定会議を開催し、修了認定基準に沿って全専攻科生一人ひとりに対して、研究渉外主事室が作成した「修了認定会議資料」をもとに審議し、修了認定を行っている。
	(2) 専攻科のディプロマ・ポリシーに基づき、修了認定基準を定めているか。	5			
	(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。	5			
	(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。	5			
	(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	2			

基準 1 1 専攻科課程の学生の受入れに関すること

細 目	自己点検・評価項目	自己評価	自己評価		自 己 評 価
			2018	2017	
11-1 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な入学選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。	(1) 学力選抜の合否判定を行う資料の配点方法が定められているか。	5	5.0	—	<p>入学者の受入れ方針に関する指針(アドミッション・ポリシー)の中の「入学選抜の基本方針」に沿って入学選抜方法を定め、選抜区分(推薦による選抜、学力試験による選抜)を明示している。推薦による選抜、学力試験による選抜ともに、その配点方法は定められており「学生募集要項」に明示されている。推薦による選抜、学力試験による選抜の配点方法、評価方法の詳細な取り決めは、それぞれ内規として明確に定めている。推薦による選抜での面接内容は、志望動機や研究内容、将来の進路などを質問するようしており、また専攻に関連する口述試験も加えていることから適切な内容であるといえる。</p> <p>アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れが行われているかの検証は、「入試委員会」において検証している。その年度の合格者の取得点数や学科長からの面接結果報告、試験科目作成者からのコメントをもとに検証しており、2018年度実施の入試結果については概ねアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れができておりと判断している。英語の配点は、TOEICスコア等の換算点を用いているが、専攻科受験生のTOEICスコアが上昇するにつれ、当時のTOEICスコア換算表では総合評価の中で英語の配点が占める割合が高くなりすぎ、他の科目の配点が多少悪くても、合格基準を満たしてしまう状況が生じた。この結果を受けて、2016年度に実施した「平成29年度専攻科学生入試」より現在のTOEICスコア換算表への改善を行った。</p>
	(2) 推薦選抜での合否判定を行う資料の配点方法が定められているか。	5			
	(3) 推薦選抜での面接内容は適切なものになっているか。	5			
11-2 入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学選抜の改善に役立てているか。	(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。	5	4.0	—	<p>本校専攻科の学生定員は、機械システム工学専攻8名、電気電子工学専攻8名、応用化学専攻4名、都市工学専攻4名と定められており、学則に明記されている。専攻毎の入学定員と実入学者数との関係の把握と改善を図る体制として、「入試委員会」が設置されており整備されている。これまでの入学者数は、平成28年度までは定員の2倍近くになる専攻もあった。大学改革支援・学位授与機構の特例適用専攻科の受審の際に、適正な入学者数は定員の80%から130%という指針が示され、人気も高く大幅に入学定員を超過していた本校専攻科としては、不本意ながらも専攻科の入試制度の改善に着手しなければならなかった。そこで、2017年度に実施した「平成30年度専攻科学生入試」から現在の学力選抜試験にA方式(専願)、B方式(併願)を取り入れた入試制度に改善した。この制度では、基本的に実入学者数は入学定員の150%までとなり、結果としてより優秀な学生が確保できるようになっている。</p>
	(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、アドミッション・ポリシーに沿っているかどうかの検証を行っているか。	3			
	(3) (2)の検証の結果を入学選抜の改善に役立てているか。	4			
11-3 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。	(1) 学生定員を専攻ごとに学則で定めているか。	5	4.3	—	<p>本校専攻科の入学選抜の基本方針に基づき明示された入学選抜方法及びその配点方法に沿って学生の受入れが実施されている。また、状況の把握及び検証・改善を図る体制として入試委員会が設置されており、検証された結果に対して、適宜、改善も行ってその体制は機能している。以上のことから、専攻科課程の学生の受入れに関する基本的事項はほぼ満たしていると判断する。しかしながら、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入れに関する検証は、合否判定会議時に検証されているものの、入学後に検証する仕組みが十分になされておらず、より明確に検証できる方法の検討が必要なことから基準11に関する自己評価を「4」と判断する。</p>
	(2) 専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。	5			
	(3) 過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。	3			
	(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。	4			

基準 1 2 専攻科課程の学習・教育の成果に関すること

細 目	自己点検・評価項目	自己 評価	自己評価 2018 2017		自 己 評 価
12-1 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。	(1) 成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	5	4.7	—	ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育の成果の把握・評価は、専攻科運営委員会及び校務運営会議、自己評価委員会で行う体制となっている。ディプロマ・ポリシーに沿った学習・教育の成果については、「専攻科の授業科目の履修等に関する規程」に基づき実施される修了認定会議において、把握・評価を行っている。修了認定会議では、学生一人ひとりの単位取得状況や学習・教育目標の関与の状況、学会発表経験等を確認しており、その結果、修了認定を受けた全ての専攻科生は、本校専攻科の学習・教育目標の全ての項目を満たしていることから、学習・教育の成果は認められると判断できる。研究の成果については、専攻科学生は学会発表や学会活動等において様々な賞を受賞していることから、研究活動における成果も認められると判断できる。学生自身の学習・教育の成果は、自己評価委員会で修了時の達成度評価、満足度調査を実施してその状況把握を行い、その結果に対して校務運営会議及び専攻科運営委員会で検証している。
	(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。	5			
	(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。	4			
12-2 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に沿った学習・教育の成果が認められるか。	(1) 修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	5	4.4	—	過去3年間の就職・進学状況は、2015年度は就職率100%、進学率100%、2016年度は就職率100%、進学率100%、2017年度は就職率100%、進学率88%と極めて高い数値となっている。なお、就職率は(就職者数/就職希望者数)、進学率は(進学者数/進学希望者数)で計算している。就職先は、主に製造業、情報通信業、技術サービス業、公務等の本校専攻科が育成する技術者像にふさわしいものとなっている。進学先は、工学系、理学系の大学院となっており、本校専攻科での学習・教育の成果が活かせる進学先となっていることから、本校の学習・教育の成果は認められると判断する。
	(2) 修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。	5			
	(3) 修了生(修了後5年程度経った者)に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。	5			
	(4) 進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。	3			
	(5) (2)~(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。	4			
12-3 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。	(1) 直近3年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。	5	5.0	—	以上のように、専攻科課程の学習・教育の成果に関しては、その成果を把握・評価する体制が整備され、その体制のもと各種アンケート等が実施されており、それらの結果から学習・教育の成果が得られていると判断できる。しかしながら、直近に進路先アンケートが実施されておらず、十分な把握・評価ができていないことから、基準12に関する自己評価を「4」と判断する。
12-4 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。	(1) 過去3年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。	5	5.0	—	

基準 13 神戸高専の研究活動に関すること

細 目	自己点検・評価項目	自己 評価	自己評価 2018 2017	自 己 評 価
13-1 神戸高専の研究活動の目的等に照らして、必要な研究体制及び支援体制が整備され、機能しており、研究活動の目的に沿った成果が得られているか。	(1) 研究活動に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められているか。	1	3.9	<p>本校の研究の目的として、以下の2つを掲げている。</p> <p>(1) 研究活動を通じて、阪神・淡路大震災の復興計画の一翼を担い、地域社会と協働し、地域産業の活性化に寄与する。</p> <p>(2) 研究活動を推進し、その成果を創造性豊かな実践的技術者を養成するための教育活動に活かす。</p>
	(2) 設定した研究活動の目的等を達成するための実施体制を整備しているか。	5		<p>この目的を達成するため、「総合情報センター」、「地域協働研究センター」、「機械実習工場」から構成される実施体制を整備している。研究活動の1つである共同研究や受託研究、奨学寄附金の申請窓口は「地域協働研究センター」が担っている。機械実習工場には、マシニングセンター、ワイヤーカット放電加工機、NC旋盤、NCフライス盤などがあり、「機械工場使用願」を提出することで専門学科の垣根を越えて利用可能となっている。各専門学科には、走査型電子顕微鏡(SEM)や万能試験機、インパルス電圧発生装置、無響室、クリーンルーム、核磁気共鳴装置(NMR)、クロマトグラフ、載荷試験機、2次元造波水槽など、研究を実施するために必要な設備が配置されている。支援体制として、各学科に技術職員が配置されており、各学科内の実験実習設備の整理・保全、学科内予算の執行手続き等で教員をサポートしている。事務室は、外部資金の申請や外部資金の管理等で教員の研究活動をサポートしている。</p>
	(3) 設定した研究活動の目的等を達成するための設備等を含む研究体制を整備しているか。	5		<p>総合情報センターは、「教職員データベース」を構築し、教員個人の研究成果をデータベース化することで教員の業績管理を支援している。教職員データベースの登録内容は、研究業績、特許、学会表彰、年度別所属学会、年度別学会役員となっており、様々な申請で各教員の業績書の提出が必要となった際に、登録されたデータを活用している。さらに同センターでは、各教員の申請によって研究活動に必要なサーバの貸し出しを行っており、学外とのネットワークを通じた研究活動の支援を行っている。</p>
	(4) 設定した研究活動の目的等を達成するための支援体制を整備しているか。	4		<p>教員の2017年度の研究業績数は、約490件であり、教員1人あたり年間約5件の論文執筆や学術発表を行っている。企業との共同研究費や科研費等の外部資金の獲得金額は直近3年間で約6,000万円前後となっており、2018年度科研費の採択件数、配分額ともに近畿の7つの高専の中でトップとなっている。このことから、研究活動に対するアクティビティは十分にあると言える。</p>
	(5) (2)～(4)の体制の下、研究活動が十分に行われているか。	4		<p>本校は、神戸市機械金属工業会、神戸信用金庫、神戸市産業振興財団等との連携活動として「産学金官技術フォーラム」を20年以上に渡り実施しており、本校の研究活動の成果を地域企業に発表すると同時に、本校教員や学生と企業関係者の交流の場を提供している。専門学科の教員は、卒業研究や専攻科特別研究において、各自の研究分野に関連するテーマを設定し、学生の研究指導を行っている。研究活動の成果は、産学金官技術フォーラムや学会で、多数の学生が研究発表を行っており、学生のプレゼンテーション能力やコミュニケーション能力の向上に繋がっている。</p>
	(6) 設定した研究活動の目的等に照らして、成果が得られているか。	4		<p>研究に関する問題点を把握し、それを改善に結びつける体制として、「自己評価委員会」を設置しており、毎年度、評価基準に沿って自己点検・評価を行っている。評価結果は「運営改善会議」に報告され、内容の確認と改善策の検討が行われる。直近では、特例適用専攻科の指導教員(指導補助教員)の安定した確保は重要課題の1つであるとの認識から、2019年度に向けて学内研究助成制度の設置等、教員の研究活動の促進策の検討を進める予定である。</p>
	(7) 得られた成果から問題点等を把握し、それを改善に結び付けるための体制を整備しているか。	4		<p>以上のことから、研究活動に関してはおおむね満たしていると判断できる。しかしながら、研究活動の目的は掲げられているもののこれらを明文化したものがなく、その周知も不十分である。本校としての研究活動の目的を明確に設定し、公表することは極めて重要であることから、早急な対応が必要である。また、研究活動促進のためのサポート体制として校内助成制度の検討も必要であることから、基準13に関する自己評価を「3」と判断する。</p>

基準 1 4 神戸高専の地域貢献活動に関すること

細 目	自己点検・評価項目	自己 評価	自己評価		自 己 評 価
			2018	2017	
14-1 神戸高専の地域貢献活動等に関する目的等に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、活動の成果が認められているか。	(1) 地域貢献活動等に関する目的、基本方針、目標等が適切に定められているか。	3	4.3	—	<p>本校の地域貢献活動の実施体制として「地域協働研究センター」が設置されている。「地域協働研究センター規程」には、その目的として「本校の教育研究活動の振興、産学官連携の推進及び本校と市民、小・中学校等との連携教育を図ることを目的として次のことを実施する」と明記されている。地域貢献活動に対する当該年度の実施計画は、年度初めの「地域協働研究センター会議」で議論され、神戸高専夏季公開講座や小・中学校への出前授業、小・中学校理科担当教員を対象とした指導力向上研修等を計画的に実施している。指導力向上研修の事後アンケート結果では、研修を受講された教員から高評価が得られており、この活動における成果は十分に得られている。これらの活動に対する成果や問題点等の把握・検証は、地域協働研究センター内でアンケート結果等をもとに実施し、必要に応じて改善策も講じて次の機会に活かすようにしている。地域協働研究センターだけでは対処できないような事項に関しては、「運営改善会議」で確認し、改善策を検討することになっており、地域貢献活動から得られた成果や問題点等を改善に結びつける体制は整備されている。</p> <p>以上のことから、地域協働研究センターを中心とした実施体制のもと、神戸高専夏季公開講座や小・中学校理科担当教員を対象とした指導力向上研修等を計画的に実施しており、受講者からの評価も高いことから、これらの地域貢献活動の成果は得られていると判断する。地域貢献活動に対する成果や問題点を把握し、それを改善に結びつける体制も整備されていることから、地域貢献活動に関してはおおむね満たしている。しかしながら、地域協働研究センターの目的は規程に明記されているものの、本校全体としての目的、基本方針とはなっておらず、それを明文化したもものない状態であることから、早急に本校全体としての適切な目的や基本方針を設定し、公表する必要がある。また、活動の特性から定常的に取組の再検討や改善は随時行われているもののそれを明確にエビデンス（議事録での明記など）に残していくことが必要であると考えられることから、基準14に関する自己評価を「4」と判断する。</p>
	(2) 設定した地域貢献活動等に対して実施体制は整備しているか。	5		—	
	(3) 設定した地域貢献活動等について、具体的な方針を策定しているか。	5		—	
	(4) (3)の方針に基づき計画的に実施しているか。	5		—	
	(5) 設定した地域貢献活動等の目的等に照らして、成果が認められるか。	4		—	
	(6) 得られた成果から問題点等を把握し、それを改善に結び付けるための体制を整備しているか。	4		—	

基準 15 神戸高専の国際交流活動に関すること

細 目	自己点検・評価項目	自己評価	自己評価		自己評価
			2018	2017	
15-1 神戸高専の国際交流活動等に関する目的等に照らして、国際交流活動が適切に行われ、活動の成果が認められているか。	(1) 国際交流活動に関する実施体制が整備され、目的、基本方針、目標等が適切に定められているか。	5	4.6	—	<p>本校の国際交流活動の実施体制として「国際協働研究センター」が設置されている。「国際協働研究センター規程」には、その目的として「本校の教育目標に沿った国際社会で活躍できる人材を養成するために、本校の教育・研究における国際協働の推進を図ることを目的として、次のことを実施する」と明記されている。また、国際協働研究センターのセンター方針は、適切に定められており、年度当初に確認されている。また、必要が生じた場合には、適宜、方針の修正も行われている。この方針に基づき、国際交流活動が計画的に行われている。現在、海外とのMOU締結は、ウィスコンシン大学スタウト校(アメリカ)や台北城市科技大学(台湾)、オタゴポリテクニク(ニュージーランド)など4校と締結している。オタゴポリテクニクとは毎年度3月に18名前後の学生が短期留学しており、台北城市科技大学とは4年研修旅行で台北に訪れた際に交流活動を実施している。派遣プログラムとしては、神戸市立高校生シアトル派遣やトビタテ留学JAPANに応募し、数名の学生が派遣されている。受入れプログラムとしては、日本国際協力センターや兵庫県国際交流協会からの依頼に対して可能な限り対応し、本校学生との交流活動を実施している。また、本校内でイングリッシュラウンジを開催し、水曜日の放課後にネイティブスピーカーとの会話を気楽に行えるようにしている。オタゴポリテクニク短期留学後のアンケート結果は6段階評価でおおむね4以上となっており、短期留学による成果は得られていると言える。国際交流活動の実施方法や得られた成果の把握・評価は、国際協働研究センターで適宜行われており、改善策の検討も行われている。国際協働研究センターだけでは対応できない事項に対しては、研究渉外主事室でも検討され、最終的には運営改善会議に報告し、改善策の検討することになっていることから、改善に結びつける体制も整備されており、機能している。</p>
	(2) 設定した国際交流活動等について、具体的な方針を策定しているか。	5		—	
	(3) (2)の方針に基づき計画的に実施しているか。	5		—	
	(4) 設定した国際交流活動等の目的等に照らして、成果が認められるか。	3		—	
	(5) 得られた成果から問題点等を把握し、それを改善に結び付けるための体制を整備しているか。	5		—	
					<p>以上のことから、基準15に関する自己評価を「4」と判断する。</p>